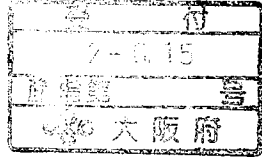


産業廃棄物処理計画書

令和2年6月15日

大阪府知事 殿

6/15



提出者

住所 大阪府大阪市中央区城見1-2-27
クリスタルタワー17階

氏名 住友林業ホームテック株式会社
近畿工事事務部 部長 小倉 哲夫

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06-7663-2011

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	住友林業ホームテック株式会社 近畿工事事務部
事業場の所在地	大阪府大阪市中央区城見1-2-27 クリスタルタワー17階
計画期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06：総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 1,515,752（万円）
③従業員数	83人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	廃プラ、木くず→再生処理業者に委託し再資源化及び熱回収 ダンボール及び金属くず及び廃石膏ボード→再生処理業者に委託し再生原料として再資源化及び熱回収 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、コンクリート破片→再生処理業者に委託し再生砕石及び再生アスファルト及び再生クラッシャーとして再資源化及び埋立 繊維くず、建設工事の紙くず→再生処理業者に委託し、再生原料として再資源化及び熱回収及び焼却 がれき類（工作物の改築又は除去に伴って生じた不要物）→再生処理業者に委託しクラッシャーとして再資源化及び埋立 建設系混合廃棄物→再生処理業者に委託し再生原料として再資源化及び焼成及び熱回収及び焼却及び埋立 石綿含有物→埋立

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙産業廃棄物管理体制図の通り			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	排出量	49 t	15 t
	(これまでに実施した取組) 分別により埋立処分を減量し、再資源化率を高める指導をしている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	排出量	29 t	9 t
	(今後実施する予定の取組) 現状と同じ		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラ、ダンボール、木くず、繊維くず、金属くず、がれき類（コンクリート破片・アスファルト）石膏ボードについて分別を実施。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状と同じ。		

木くず	繊維くず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	建設系混合廃棄
372 t	9 t	33 t	103 t	1982 t	119 t

木くず	繊維くず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	建設系混合廃棄
223 t	5 t	20 t	62 t	1189 t	71 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	全処理委託量	49 t	15 t
	⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	10 t	4 t
	⑫ 再生利用業者への処理委託量	34 t	12 t
	⑬ 認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	⑭ 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	6 t	3 t
(これまでに実施した取組) 委託基準に従って産業廃棄物を委託できる業者を選定し書面による契約を実施している。			

t	t	t	t	t	t

t	t	t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和元年度）実績】

木くず	繊維くず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	建設系混合廃棄物
372 t	9 t	33 t	103 t	1982 t	119 t
38 t	1 t	7 t	27 t	95 t	20 t
359 t	6 t	30 t	60 t	136 t	35 t
0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
13 t	0 t	3 t	0 t	0 t	10 t

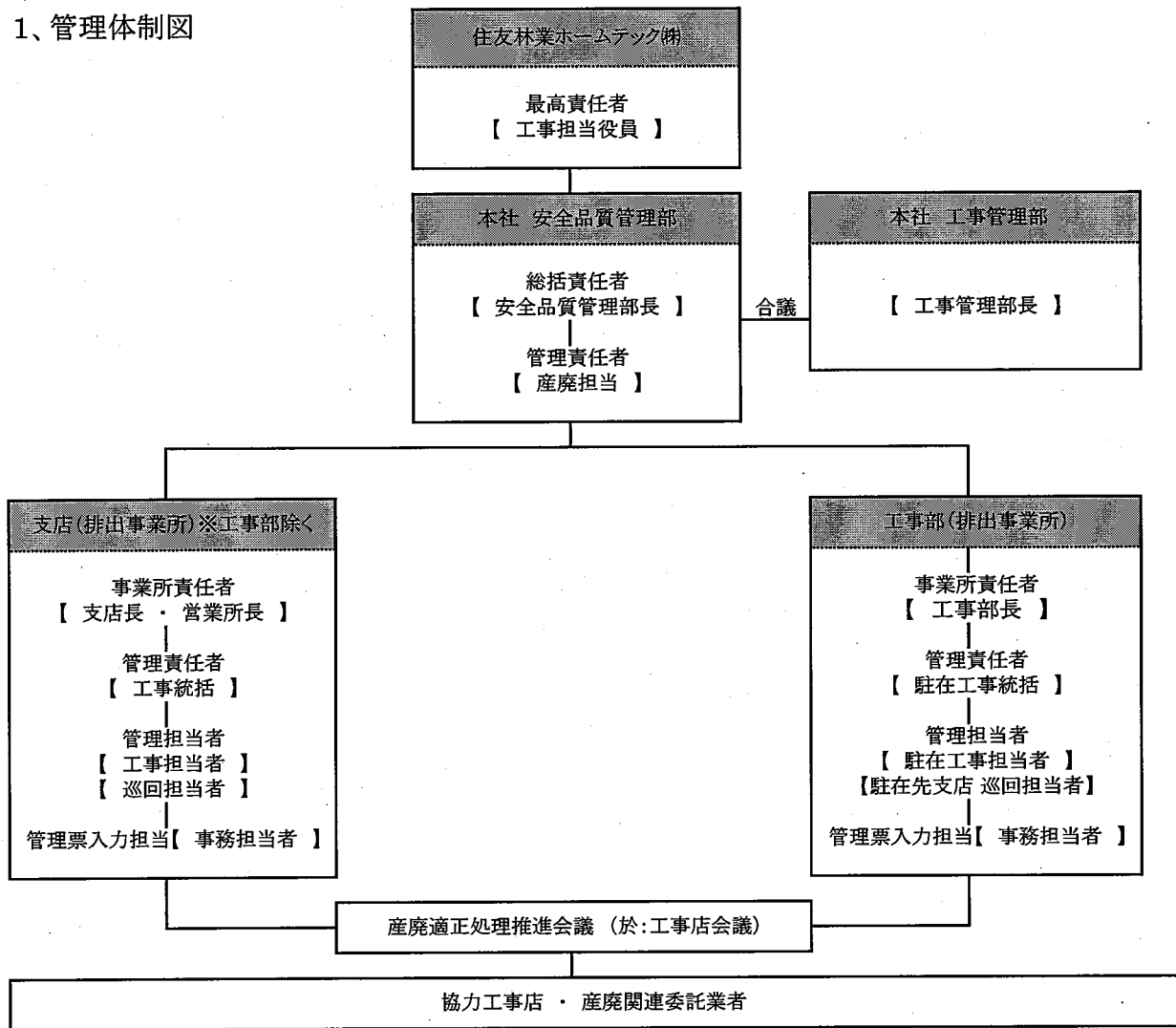
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	全処理委託量	29 t	9 t
	優良認定処理業者への処理委託量	6 t	2 t
	再生利用業者への処理委託量	20 t	7 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	4 t	2 t
<p>(今後実施する予定の取組) できる限り分別を行い、再生利用できる処理業者へ委託。 委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。</p>			
※事務処理欄			

【目標】					
木くず	繊維くず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず	がれき類	建設系混合廃棄物
223 t	5 t	20 t	62 t	1189 t	71 t
23 t	1 t	4 t	16 t	57 t	12 t
215 t	4 t	18 t	36 t	82 t	21 t
0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
8 t	0 t	2 t	0 t	0 t	6 t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

1、管理体制図



2、役割

本社 安全品質管理部
①住友林業ホームテック㈱ 方針の策定 ②会社規則及び管理体制図の制定改廃 ③会社方針の徹底並びに教育の実施 ④支店、営業所の処理業務に関する監査 ⑤社内の排出状況、再資源化及び再利用状況の把握及び分析 ⑥廃掃法及び関係法令等の研究、運用指導及び情報収集 ⑦社内関係部署及び行政官庁との連絡調整

本社 工事管理部
エリア内の統括事項の内、安全品質管理部の業務推進に必要な事項の合議

支店・工事部		
排出事業所責任者	管理責任者	管理担当者
①産業廃棄物管理に関する事項の統括 ②管理責任者・管理担当者の任命 ③引取関係における排出事業者責任の把握及び当核責任に応じた産業廃棄物の適正処理に関する指示及び関係者との協議 ④収集運搬業者及び処理処分業者との委託契約の締結 ⑤本社品質管理部及び社内関係部署との情報交換、協議、連絡調整 ⑥委託契約書及び管理票の処理、管理及び保管	①現場実務の指示、指導及び助言 ②処理実績の集計、記録の保存及びその報告 ③従業員及び取引業者に対する教育の実施 ④廃掃法及び関係法令に依り、関係行政機関等に対する申請、報告に関する事項 ⑤収集運搬業者及び処理処分業者等の施設等の調査、踏査、選定及び教育	①管理票等の交付 ②分別及び引渡時の確認 ③協力工事店等の下請事業者の監督及び指導 ④保管基準遵守に関する事項 ⑤発生抑制への工夫ならびに再資源化及び再生利用の推進